

宮川・水上地区の土地利用に関する 新たな「審査基準」と一部改正した「指針」の施行

◆内容等	【趣旨】 ○現在、日本平久能山スマートインターチェンジ南側の宮川・水上地区では、組合（地権者組織）による土地区画整理事業が進められており、道路整備や土地造成等の完了後、進出企業等による土地利用が開始される予定です。 ○本地区で土地利用をしようとする場合、 ① 静岡市大規模集客施設制限地区建築条例に係る「大規模集客施設の延床面積」 ② 静岡市良好な商業環境の形成に関する条例で定める指針による「小売店舗の売場面積」 の2つの規定が適用されます。 ○パブリックコメントや商業振興審議会での審議を経て、①に係る審査基準を新たに設けるとともに、②の指針を改正しました。 ○この新たな審査基準と指針を、令和7年1月31日に施行します。 【①審査基準の概要】 ※パブコメ実施時に示した案からの変更なし 本地区に建てることのできる大規模集客施設として認定する際の審査基準を「延床面積2万㎡まで（原則は1万㎡）」「テナント数が10以上含まれていないこと」とする。 【②改正した指針の概要】 ※パブコメ実施時に示した案からの変更なし 本地区を、県内外からの広域的な集客を図る商業集積を方向とする「広域交流拠点型商業環境形成ゾーン」に位置付けるとともに、①の条例に基づく審査基準に認定された大規模集客施設の売場面積の上限を1万2千㎡（原則は8千㎡）とし、土地の最大限の活用を図る。 【参考：パブリックコメントの実施結果】 いずれも意見受付期間は令和6年11月22日～12月23日 ①大規模集客施設制限地区建築条例に係る審査基準（案） 意見提出者数 99名、意見件数 116件 URL：https://www.city.shizuoka.lg.jp/s9824/s012523.html ②良好な商業環境の形成に関する条例で定める指針の一部改正（案） 意見提出者数 97名、意見件数 246件 URL：https://www.city.shizuoka.lg.jp/s5478/s003802.html
------	---

別紙資料 無

【問合せ】【審査基準】 大谷・小鹿まちづくり推進課

担当 宮崎、原田 電話 054-238-1981

【指針改正】 商業労政課

担当 横田、藤原 電話 054-354-2306